

教育委員会 9 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 8 年 9 月 1 1 日（金）
招 集 場 所	瀬戸市役所西庁舎 2 階 交流センター
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 加藤 千恵 委 員 鈴木 紹陶武 委 員 高橋 積
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 大岩 三明 教 育 政 策 課 長 荻原 美帆 学 校 教 育 課 長 松見 健一 学 校 教 育 課 主 幹 伊藤 嘉浩 学 校 教 育 課 主 幹 長谷川 武宏 図 書 館 長 吉村 きみ ス ポ ー ツ 課 長 成松 実 コミュニティ推進課長 横井 達巳
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松浦 慎造 教育政策課企画係長 谷山 隼 教育政策課企画係主任 峯藤 駿佑
傍 聴 人 数	2 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 2 3 分

< 前回会議録の確認 >

8 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 請 願

請願第 5 号 瀬戸市立小学校における学校いじめ防止基本方針の不適切な公開状況の是正及び管理体制の整備に関する請願

- ・瀬戸市立小学校における学校いじめ防止基本方針の不適切な公開状況の是正及び管理体制の整備に関する請願について説明があった。（学校教育課主幹 資料 P1）

学校教育課 主幹	請願第 5 号について、ご説明させていただきます。請願内容はお手元にございます請願書のとおりとなりますが、本請願では 3 項目について要望されております。請願事項ですが、一つ目は、「全市立学校における学校いじめ防止基本方針の公開状況に関する緊急一斉点検の実施」、二つ目は、「不適切状態の即時是正と適切な常時公開の徹底、にじの丘小学校における最新の学校いじめ防止基本方針の速やかな掲載・みつば小学校における掲載文書の修正」、三つ目は、「教育委員会による管理体制の刷新と再発防止策の構築」となります。以上、3 項目についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
高橋委員	この請願を拝見すると、教育委員会として検討しなければならないこともあるように感じますが、事務局としての見解を聞かせていただけますでしょうか。

学校教育課 主幹	1 項目ずつ事務局としての見解を述べさせていただきます。その前に学校いじめ防止基本方針について、ご説明いたします。これは、国のいじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、各校においてどのようにいじめの防止等の取組を行うか基本的な方向や取組の内容等を定めるもので、策定が義務付けられています。また、透明性の確保、保護者や地域住民への取組の周知といった観点から、その内容についても公表することと要請されています。このことに則り、瀬戸市においても、これまですべての学校において、学校いじめ防止基本方針の策定とホームページ等による公表を行ってきたところでございます。その上で、一つ目の「全市立学校における学校いじめ防止基本方針の公開状況に関する緊急一斉点検の実施」につきましては、ご指摘いただいたとおり、各校のホームページにおいて適切に公開されているか確認したところであります。また、二つ目の「不適切状態」とご指摘いただいた学校につきましては、該当校に依頼し、すでに掲載、修正しております。いじめ防止対策推進法の施行以降、本市においても各校で毎年ホームページへの掲載等により公開しているところであります。引き続き、同様に進めてまいります。三つ目の「教育委員会による管理体制の刷新と再発防止策の構築」につきましては、先ほど申し上げたとおり、各校で毎年策定、公表を行っているところですが、ご指摘いただいたような状態とならないよう、年度初めに校長会等の場において、今一度、策定及び公表についての期日を定めるとともに、その状況について確認してまいります。請願書に基づいて整理すると、一つ目の「全市立学校における学校いじめ防止基本方針の公開状況に関する緊急一斉点検の実施」と、二つ目の「不適切状態の即時是正と適切な常時公開の徹底」について、請願に基づき対応を行ったところです。三つ目の「教育委員会による管理体制の刷新と再発防止策の構築」については、再発防止のための対応はしているところですが、「教育委員会による管理体制の刷新」までは必要がないのではないかと考えております。
高橋委員	これまでのところで、実際にいじめ防止基本方針を策定していなかった学校、もしくは、公表しなかった学校はございましたか。
学校教育課 主幹	これまで策定していなかった学校、もしくは、公表しなかった学校はありません。どの学校も年度初めに、これまで策定したものを改めて見て、修正すべき箇所は修正し、今年度のものとして策定しております。公表につきましても、年度初めに行うものとして進めてきている状況ではありますが、先ほど申し上げたとおり、期日を定めることで一層確実になると考えております。
高橋委員	分かりました。私としても策定、公表に関して、各校の取組はこれまでの状況を踏まえ、特に問題はないと捉えています。ただ、誤解を招くこととならないよう、慎重に進めていただくように念押しさせていただきたいと思います。
稲垣委員	請願事項 3 において「教育委員会による管理体制の刷新」という文言があるのですが、これは具体的に何を指しているのか、また、それをどのように理解しているのかということと、「管理体制の刷新」について請願者に確認を取ったのか教えていただけますでしょうか。
学校教育課 主幹	請願者に確認はしておりません。「教育委員会による管理体制の刷新」というところですが、先ほど申しましたように、各校が策定及び公表を行っていますので、そこについて期日を定めて、そうした形で進めていくことで問題ないのではないかと考えて

	おります。
稲垣委員	「体制の刷新」というと、「制度の変更」や「人事の変更」などを指すのではないのでしょうか。請願者に確認されていないということです。この請願を採択、不採択するに当たって、そこが不明確なままではどこまで請願者の趣旨を汲めばいいのか分からないというのが個人的な意見ではあります。ただ、ここに書いてあること自体は的を射た請願の内容ではあると思いますので、この請願の趣旨等を汲み取っていただいた上で、今後の対応については、漏れや不適切なことがないようにしていただければと、補足の意見として述べさせていただきます。

- ・採択結果：不採択（賛成 0、反対 5）

2 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、9 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P2, 3）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、4 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P4）

(3) 令和 8 年 8 月情報公開請求について

- ・令和 8 年 8 月情報公開請求について、7 件の公文書開示請求があったことの報告があった。（教育政策課長、学校教育課長 資料 P5, 6）

3 そ の 他

(1) 日程について（資料 P7）

- ・令和 8 年 10 月定例教育委員会は 10 月 1 日（木）10:00 から瀬戸市役所 大会議室で開催することの報告があった。
- ・令和 8 年 11 月定例教育委員会は 11 月 12 日（木）14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。

教育長

加藤 正幸